



# 学校だより

清瀬市立清瀬第五中学校

5月号

令和元年5月15日発行

[URL] <http://www.kiyose.ed.jp/k019/>

## 平成31年度 学校経営計画

清瀬市立清瀬第五中学校

校長 堀内 雅之

### I はじめに

清瀬市は「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」を基本理念に、第4次清瀬市長期総合計画基本構想を策定し、「子どもたちを健やかに育むまち」づくりを目指しています。そして、清瀬市教育委員会では「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」を理念として、第2次清瀬市総合教育計画マスタープランを策定しました。

本校は学校教育の基盤に体験学習の充実を掲げ、人と人とのふれあいを大切にし、いじめや体罰のない、一人一人の生徒にきめ細やかな指導や対応、配慮ができる学校を目指しています。そのような学校像を実現し、市や教育委員会の構想や計画等に基づいて教育効果を上げていくことが本校の使命です。

学校教育においては、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の三つの柱をバランスよく膨らませながら、生徒たちが大きく成長していけるようにすることが重要です。そのためには、学校の教育活動において、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「何が身に付いたか」を明らかにしながら、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」を実現することが求められます。

これらのことを踏まえ、以下、平成31年度の学校経営の方針及び計画を策定します。

### II 「教育目標」及び「目指す学校」

第2次清瀬市総合教育計画マスタープランを受け、平成30年度の学校評価結果に基づき、本校の特色ある教育事業である体験的な学習活動を主軸として、創造性豊かで自他を尊重する精神を身に付けた人間性豊かな生徒を育成します。そして明るく平和な文化国家の実現に尽くす、誠実で実行力のある人間を育成します。そのために、次の「教育目標」等及び「目指す学校」像を定めます。

#### 1 教育目標等

教育目標	育成を目指す資質能力	学習指導要領における三つの柱
・和敬 明るく思いやりのある人	・「チームで働く力」の育成	・主として学びに向かう力、人間性等の涵養
・思索 深く静かに考える人	・「考え抜く力」の育成	・主として思考力、判断力、表現力等の育成
・剛健 たくましく、がまん強い人	・「前に踏み出す力」の育成	・主として心身の健康、豊かなスポーツライフの育成

そしてそれらを継続すること。

#### 2 目指す学校像

##### (1) 生徒にとって、楽しく、行きがい（生きがい）のある学校

ア 生徒が明るく豊かな心を持ち、笑顔でよく「あいさつ」ができる学校。そして生徒が「明日もまた行きたい」と思う学校。

イ どの生徒も勉強が分かる学校。「分からなかったことが分かるようになった」、「できなかったことができるようになった」と実感できる学校。達成感や達成感が得られる学校。

ウ どの生徒も大切にされ、自尊感情・自己肯定感を高め、一人一人の個性や可能性を生かした教育を進める学校。いじめを許さぬ学校。

## (2) 保護者にとって、親しみがあり、地域に開かれた学校

- ア 保護者や地域の期待や願いを受け止め、地域社会で主体的に生きていく生徒を共に育てる学校。
- イ 保護者や地域の力を積極的に取り入れ、協働し、喜びを分かち合える学校。活気と活力のある学校。
- ウ 地域のコミュニティーの核となり、安全で安心して生徒を通わせ、また訪れることのできる学校。

## (3) 教職員にとって、自己研鑽に励み、協力して進める学校

- ア 常に生徒のことを第一に考え、生徒同士や生徒と教師の触れ合いの中で人間形成を図る学校。
- イ 教職員が日々研修に努め、チャレンジ精神をもって授業の改善、充実に取り組む学校。
- ウ 職種や職層、学年や分掌は異なっても生徒のためという同一の視点に立って協力し、支え合う学校。体罰や不適切な指導を許さぬ学校。

# III 教育目標達成のための基本方針

## 1 和敬 明るく思いやりのある人

### －「チームで働く力」(「発信力」「傾聴力」「柔軟性」「状況把握力」「規律性」「ストレスコントロール力」)の育成－

人権尊重の理念を正しく理解させ、自他の生命を尊重する心を育てます。コミュニケーション能力の育成を重視し、共に学び合うことを通して、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、学びに向かう力、人間性等を身に付けさせます。

## 2 思索 深く静かに考える人

### －「考え抜く力」(「課題発見力」「計画力」「創造力」)の育成－

各教科の授業や体験的な学習活動の事前事後学習を通して、課題を発見し解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けさせます。清瀬市特別支援教育推進計画に基づき、生徒一人一人を大切にされた教育を行います。

## 3 剛健 たくましく、がまん強い人

### －「前に踏み出す力」(「主体性」「働きかけ力」「実行力」)の育成－

健康で活力のある生活を送ることができるようにし、心身の健康、豊かなスポーツライフの育成に努め、生徒の主体的な活動を充実させ、知識及び技能を習得させます。家庭や地域、関係諸機関と連携し、体験的な学習活動の充実を通して学力の向上を図ります。

## 4 そしてそれらを継続すること

体験的な学習活動の更なる充実を図ります。本校の特色ある教育活動である農園活動や農業体験等を基盤として生徒の「チームで働く力」、「考え抜く力」、「前に踏み出す力」を育てるとともに、その成果を積極的に情報発信し、保護者や地域からの信頼を高めます。

# IV 指導の重点及び具体的方策、その他

## 1 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動

### (1) 各教科

ア 清瀬市新学力調査、児童・生徒の学力向上を図るための調査、全国学力・学習状況調査の結果及び学校関係者評価等の分析により、生徒の意識や実態を明らかにし、個々の実態に即して「基礎的・基本的な事項」及び情報リテラシー(読み解く力・表現する力)を育成します。そのために授業改善推進プランを作成して活用し、指導の内容や方法を充実させます。その際に清瀬市学力観に基づいたカリキュラム・マネジメントにより、「論理的な思考力」、「基礎的・基本的な力」、「社会と関わる力」及びそれらを相互に関連付けた力を育成します。

イ 「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、すべての教科等で次のような学習場面を設定し、指導や支援を行います。

- ① 「主体的な学び」興味や関心を高める、見通しをもつ、自分と結びつける、粘り強く取り組む、振り返って次へつなげる学習をします。
- ② 「対話的な学び」互いの考えを比較する、多様な情報を収集する、思考を表現に置き換える、多様な手段で説明する、他の人が先に考えたことを手掛かりとする、協働して課題を解決する学びを行います。
- ③ 「深い学び」思考して問い続ける、知識や技能を習得する、知識や技能を活用する、自分の思いや考えと結びつける、知識や技能を理解しながら授業に臨む、新たなものを創り上げる学習をします。

ウ 各教科において、指導計画を確実に履行するとともに、配慮の必要な生徒への支援を行います。教職員の研修や事例研究を通して特別支援教育への理解を深め、一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、特別な支援を必要とする生徒の実態に応じた指導を実施し、個に応じた確かな学力を定着させます。また英語指導助手(ALT)を活用した授業を行います。

- エ 個々の生徒の習熟度に応じた学力の伸長を図るために数学科及び英語科において指導方法工夫改善授業を行います。  
また、基礎的・基本的な学力を定着させるため、長期休業日に補充教室を実施します。第3学年においては清瀬市の放課後補習教室を実施します。
- オ 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果及び学校関係者評価等の分析をもとに、生徒の意識や実態を明らかにしながら体力・運動能力を向上させます。オリンピック・パラリンピック教育との連携によって、専門家による指導など生徒が体験的に学ぶ機会を拡充します。

## (2) 道徳

- ア 生徒に人としての生き方の自覚を促し、道徳性を養わせるために、道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して道徳教育を展開します。
- イ 清瀬市道徳郷土資料集などを活用し、考え議論する授業を工夫して実施します。
- ウ 職場体験やボランティア、自然体験、地域行事への参加などの豊かな体験活動を充実させ、保護者、地域と連携した道徳授業地区公開講座の実施により、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。道徳の指導内容がいじめの防止等生徒の日常生活に生かされるようにします。

## (3) 総合的な学習の時間

- ア テーマを「生き方について考える」とし、身の回りの環境や地域社会、福祉などについて考えることを通して、生徒の課題意識を高め、主体的に判断し課題を解決する能力や態度を育てます。
- イ 食育やキャリア教育の視点から農園活動や職場体験及び農業体験を計画的に実施し、自ら学び考える力を養わせるとともに、社会人としての責任感や自覚を養わせます。
- ウ 「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用し、「赤ちゃんのチカラプロジェクト」や「国立療養所全生園・国立ハンセン病資料館訪問」の実施、命の教育フォーラムへの参加など、自他の生命を尊重する心を育てる「命の教育」を推進します。家庭・地域と連携して生徒の人権尊重の精神を育みます。
- エ 体験的な学習活動を体系化し、中学校三年間を通して生徒の「チームで働く力」「考え抜く力」「前に踏み出す力」を育成します。

## (4) 特別活動等

- ア 学級活動や学校行事を通して、集団の一員として自覚を高め、望ましい集団活動や協力する態度や思いやりの心を育てます。学級経営診断の結果を活用し、よりの確に人間関係を把握し、望ましい集団づくりを行います。
- イ 生徒会活動を通して自主自立の精神を育成し、地域と連携したボランティア活動（地域清掃）などを通して公共心や社会性を育みます。集団の一員としての規範意識を高め、互いに支え合う態度を育てます。特にいじめ防止については、生徒会サミットで採択された「いじめ撲滅宣言」を基に生徒の主体的な活動を促し、全校を挙げて取り組みます。
- ウ 運動会や合唱コンクールなどの学校行事において個々の生徒が能力や特性を発揮できる場面を意図的に設定し、生徒に感動を味わわせ、成就感や充実感、自己有用感をもたせます。また生徒の自主的自発的な活動として部活動を実施します。
- エ 部活動を含め、教育活動全体を通して体育や健康に関する指導の充実を図り、生徒の体力を向上させます。また、教科等と連携してオリンピック・パラリンピック教育を充実させ、生徒の資質等の育成を図ります。
- オ 学校図書館運営支援員の活用や生徒会活動などにより、「朝読書」等の読書活動を充実させます。学校図書館を活用し、生徒の自主的な学習機会を充実させます。

## 2 生活指導・進路指導

### (1) 生活指導

- ア 全教職員が生徒の内面を理解・尊重し、「いつでも誰とでも相談週間」等、心のふれあいを大切にしたり、温かさと厳しさのある指導を実施します。特に「いじめ」には危機意識を強くもち、清瀬市いじめ防止のための行動計画（第2期実施計画）に基づいて組織的に対応する。家庭・学校・地域社会が連携・協力した取組を推進します。
- イ 清瀬市特別支援教育推進計画（第三次実施計画）に基づき、支援を必要とする生徒の情報は全教職員で共有し、養護教諭やスクールカウンセラーを含めた教育相談活動を組織的に進めます。特に一年生では、スクールカウンセラーによる全員面接を行います。また、特別支援教育コーディネーターの複数配置及びスクールソーシャルワーカーとの協働により、小学校や子ども家庭支援センターなどの関係機関と連携しながら、保護者の思いを受け止めた教育相談を推進します。
- ウ 生徒の望ましい人間関係の醸成及び集団づくりに組織的に取り組み、社会規範を身に付けさせるとともに自己指導力を高め、自ら善悪を判断し行動する態度を育成します。また、「あいさつプラス一声運動」を実施し、心の交流を深めます。
- エ 安全指導年間指導計画に基づき、東京防災ブック・東京防災ノートを活用し、防災及び安全教育の充実を図ります。特に地震や火災等の災害、登下校時の交通事故の防止を含め、生徒が自らの生命を守る意識を高めます。また校内の安全管理及び避難態勢を確立します。

オ セーフティ教室や薬物乱用防止教室を外部講師の招へいや生徒会活動などを通して実施し、生徒自らの安全や心身の健康に対する意識の向上を図ります。

## (2) 進路指導

ア 自己の将来に対する目的意識を育て、生涯にわたって学習を継続しようとする意欲や、自己の能力や個性を生かし進路を主体的に選択する能力を育てます。

イ 生徒一人一人の自己実現のために、キャリア教育を推進し、進路情報の収集や活用に係る体験的な学習（職場体験・農業体験・上級学校訪問等）を実施します。また、公共職業安定所（ハローワーク）や地域との連携を図り、三年間を見通した計画的な進路指導を行います。

ウ 三年間を見通したキャリア教育として、第一学年で『自分』について考えよう』をテーマに、農園活動、職場体験を、第二学年で「自分を取り巻く『社会』について考えよう』をテーマに、大学訪問、農業体験、認知症サポーター養成講座、国際交流プログラムを、第三学年で「自分と社会の『関わり』について考えよう』をテーマに、障害者スポーツ・福祉体験、「赤ちゃんのチカラプロジェクト」、日本の歴史伝統文化体験（修学旅行）、国立療養所全生園・国立ハンセン病資料館訪問、救命救急講習を行い、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を育成します。また、知識を広げ理解を深めるために「働く人の話を聞く会」（外部講師による出前授業）を実施します。

## 3 その他

### (1) 研究・研修

ア 校内研究によって積み上げてきた、通常学級における特別支援教育の在り方についての研究成果に基づき、さらにICTを活用した学習方法等について校内研究を推進し、生徒の学力向上を図ります。また、不登校生徒や日常の学校生活に困り感を抱いている生徒について、専門家の指導を仰ぎながら分析的に対応します。

イ 清瀬市立中学校教育研究会において積極的に研究実践を行い、自らの授業力を高めます。

ウ 東京都教育委員会や清瀬市教育委員会等による研修等により、自己研さんを行うとともに研修内容等の共有化を図ります。

### (2) 校務改善

ア 学校予算、備品管理等学校経営全般に係わる業務や分掌・特別委員会組織等の業務を横断的に調整するため、校長、副校長、主幹教諭、事務主事、用務主事等による学校経営支援組織「経営会議」を置きます。

イ 個々の教職員が分掌・特別委員会等における自己の役割と責任を十分に自覚し、他の教職員と情報を共有して積極的に協働し、組織として職務を遂行します。

### (3) 予算・学校徴収金・文書管理

ア 備品、消耗品等については、有効に活用できるように経営会議、企画委員会、職員会議等において共通理解を図り、予算を適正に執行します。

イ 学校徴収金は、起案、集金、支払いのそれぞれについて教員が事務室と連携して取り扱います。私費会計等その内訳について保護者に適切に示し報告します。

### (4) 保護者・地域との連携

ア 清瀬市総合教育計画マスタープランに基づき、学校支援本部と協働し、地域や保護者と連携した体験的な学習活動のより一層の充実を図る。

イ 学校運営連絡協議会及び学校評価委員会を開き、学校の教育活動への理解と協力を得るとともに、その評価結果を通して学校の管理運営に保護者、地域の方の意向を的確に反映させます。

ウ 学校給食運営協議会を開き、学校給食調理業務を、円滑かつ効率的に推進します

エ 十小地域づくりの会と連携して学校避難所運営協議会を組織することを目指します。組織後は、学校が避難所としての機能を十分に果たすことができるよう、避難所の円滑な開設・運営、学校の遅滞ない授業再開、地域の防災意識の向上について協議します。

### (5) その他

ア 教育公務員として、全体の奉仕者であることを自覚し、関係法令や規則に則り、体罰や服務事故を起こさぬ強い意志をもって職務を遂行します。

イ 一人一人の教職員が学校経営参画の意識をもって、日々の教育活動に取り組みます。

ウ 健康管理には十分留意するとともに、同じ職場で働く他の職員の健康についても互いに気にかける職場とします。

エ 職員室等の整理整頓に心がけます。清掃が行き届いた快適な教室環境、学校環境を保ちます。

オ ICT 機器の活用や事務処理の効率化を図り、学校全体で適正な勤務時間の遂行に努めます。

～ 保護者の皆様へお願い ～

◇◆◇ 学校からの緊急連絡の方法について ◇◆◇

清瀬市ではメール一斉配信サービスを導入し、本校においても緊急時の連絡に活用しているところです。学校からの緊急連絡をはじめ、大規模災害発生時等万が一の場合に備え、より迅速に正確な情報をご家庭にお届けするための措置です。

まだご登録でないご家庭におかれましては、ご登録をお願いいたします。  
本件についてのお問い合わせは、各担任又は副校長までお問い合わせください。

【お問合せ】 副校長 蓮池 和彦 TEL 042-492-6315

◇◆◇ 体調の管理について（再度のお願い） ◇◆◇

すでに一斉メールでも配信しましたが・・・

気温の変化の激しい日々の中、学校生活において体調を崩す生徒が増えてまいりました。体調不良を訴える生徒の話を聞いていると、前日から体調が思わしくなかったが登校し、授業を受けていくうちに悪化してきた。という生徒がほとんどの状況です。

このような場合、生徒一人での帰宅が困難な場合には、保護者の方にご来校いただき、保護者と共に帰宅する措置をとらざるをえない場合があります。

その際は、ご協力をお願いいたします。

重ねまして、日頃からの体調管理につきまして、ご家庭のご協力をお願いいたします。

また、ご欠席及び経過観察等での遅刻の際には、8時15分までにお電話にて保護者の方より学校にご連絡していただくようお願い申し上げます。【生徒手帳によるお届けでも結構です】

～ 学校の様子から ～

◆◇◇ スクールカウンセラーについて ◆◇◇

今年度より、山中 香織先生が担当します。勤務は水曜日です。  
生徒はもちろん、保護者の方からのご相談も承りますのでお悩み事等ございましたらご相談ください。

◆◇◇ 学校図書館運営支援員について ◆◇◇

今年度も昨年度に引き続き、三宅尚美先生が担当します。勤務は基本的に火曜日と木曜日です。

【運動会までの練習予定】

【運動会練習関係】

28日(火) 2・3校時 1年生学年練習 30日(木) 1・2校時 3年生学年練習 3・4校時 2年生学年練習  
31日(金) 6校時 全体練習 6月3日(月) 2・3校時 1年生学年練習  
5日(水) 1・2校時 2年生学年練習 3・4校時 3年生学年練習 7日(金) 6校時 全体練習  
11日(火) 1～4校時 予行練習 15日(土) 運動会(雨天延期 授業) 19日(水) 運動会予備日



学校HP用QRコードをご利用ください